

岐阜市体育館・岐阜市民プール
(長良川以南地域)

指定管理者募集要項

平成28年7月

岐阜市教育委員会
市民体育課

目次

1	募集の趣旨	1
2	基本的な運営方針	1
3	応募資格	1
4	指定期間	2
5	施設の概要	2
6	指定管理者が管理する施設の管理基準・業務の範囲・リスク分担等	5
	(1) 管理運営形態	5
	(2) 管理基準	5
	(3) 業務の範囲	7
	(4) 権利義務の譲渡の禁止	7
	(5) 業務の再委託の制限	7
	(6) 自主事業（指定管理者の費用負担による業務）	7
	(7) リスク分担に対する方針等	8
	(8) 指定の取消し等	9
	(9) モニタリングの実施	9
	(10) 注意事項	10
7	指定管理に関する経費（負担区分等の詳細は別添の「仕様書」を参照）	10
8	指定管理者の審査・選定の方法	11
	(1) 基本的な考え方	11
	(2) 審査方法	11
	(3) 審査結果	12
	(4) 選定方式	12
9	協定書の締結	14
10	指定までのスケジュール	14
11	応募手続等	15
	(1) 申請書類等の提出方法等	15
	(2) 提出書類	15
	(3) 現地説明会	15
	(4) 質問の受付	15
	(5) 応募に関する留意事項	15
12	問い合わせ先及び書類の提出先	16

[別紙] 指定管理者指定申請にかかる必要書類一覧及び様式

1 募集の趣旨

スポーツを振興し、市民の心身の健全な発達を図ることを設置目的とする岐阜市体育館及び岐阜市民プール（以下「施設」という。）の管理について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び岐阜市体育館条例（昭和39年岐阜市条例第47号。以下「体育館条例」という。）第8条及び岐阜市民プール条例（昭和35年岐阜市条例第37号。以下「プール条例」という。）第2条の3の規定に基づき、施設の設置目的を効果的、効率的に達成することができる指定管理者を募集します。

平成15年6月の法改正により導入されました指定管理者制度は、市議会の議決を経て、市が指定する法人その他の団体が施設の管理を代行するものであり、民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、一層の住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

本施設の管理運営にあたっては、利用者等から、より快適で、使いやすい施設運営が求められており、さらなる住民サービスの向上に努め、市民のより充実したスポーツライフの実現を目指しています。

指定管理者は、公正かつ適正で、より効果的、効率的な管理運営の下、安定的な岐阜市体育館、岐阜市民プールの運営を確実にこなすことが必要となります。

2 基本的な運営方針

市民一人一人が健康で潤いのある生活を営み、生きがいや心の豊かさにつながるスポーツ活動の拠点として、市民に様々なサービスを提供する重要な役割を担っており、指定管理者の創意工夫により、効率的・効果的な管理運営を図り、市民へのサービス提供を向上させることを基本的な運営方針とします。

3 応募資格

応募資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効または取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

- (1) 個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）又は複数の法人・団体により構成するコンソーシアム（企業連合）であること。
- (2) 市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること。
- (3) 過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていない団体であること。
- (4) 管理運営のために必要な職員体制として、市民のスポーツ・レクリエーションの振興にかかる見識、スポーツ施設の管理運営経験を豊富に有し、施設の運営に力量をもつ者、経理及び管理事務に精通した者、体育施設管理士または体育施設運営士（公益財団法人日本体育施設協会認定）の資格を有する者、日本赤十字社水上安全法救助員または（財）日本体育施設協会認定水泳指導管理士の資格を有し、プールにおける機械設備の運転・維持管理、衛生等の知識を有する者、普通救命講習・救命技能、甲種防火管理者の資格を有する者等を配置することができる団体であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の規定に該当しない（競争入札の参加資格を有する）団体であること。
- (6) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしている団体及びその

開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。

- (9) 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
- (10) 市税等の滞納がない団体であること。
- (11) 下記「5 施設の概要」アからクまでのすべての施設を一括管理できること。

※ コンソーシアムの際の注意事項

- ① 複数の法人・団体により構成するコンソーシアムも可能としますが、同一の法人・団体が複数のコンソーシアムへ参加することはできません。
- ② コンソーシアムで応募する場合は、代表する法人を定めていただきます。
- ③ 法人格を持たない団体については、コンソーシアムの構成員となることはできますが、その代表者になることはできません。
- ④ 構成員が応募資格を喪失した場合、コンソーシアムとしても応募資格を喪失したものとします。
- ⑤ コンソーシアムで応募する場合は、別紙様式第11号から11号の4までの書類の提出が必要です。

4 指定期間

平成29年4月1日～平成34年3月31日までの5年間とする。

5 施設の概要

(1) 名称・所在地等

ア 岐阜市民総合体育館（以下「総合体育館」という。）

所在地	岐阜市九重町四丁目24番地
電話番号	058-245-0351
敷地面積	4,134.00㎡
延床面積	1階2,166.50㎡ 2階2,186.23㎡ 3階833.47㎡ 合計5,186.20㎡
開設年月	昭和45年10月
建築構造	鉄筋コンクリート造3階建
施設	1階 事務室・談話室・第1第2会議室・卓球場・相撲場・格技場・第1トレーニングルーム・第2トレーニングルーム 2階 競技場（40m×27m）・剣道場・柔道場 3階 弓道場・射撃場・観覧席

イ 岐阜市岐陽体育館（以下「岐陽体育館」という。）

所在地	岐阜市上川手735番地2
電話番号	058-245-0351（岐阜市民総合体育館）
敷地面積	18,350.24㎡
延床面積	2,547.91㎡
開設年月	平成12年4月
建築構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造2階建
施設	1階 少年センター・調理場・防災倉庫・外部団体事務所 2階 競技場（31.5m×28m）

ウ 岐阜市南部スポーツセンター（以下「南部スポーツセンター」という。）

所在地	岐阜市南鶉五丁目86番地
電話番号	058-274-4949

敷地面積	6,616.40㎡
延床面積	1階1,980.00㎡ 2階723.73㎡ 合計2,703.73㎡
開設年月	昭和54年4月
建築構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造2階建
施設	1階 競技場(30m×34m)・事務室・和室・会議室・トレーニングルーム 2階 柔道場・剣道場・会議室等 屋外テニスコート クレーコート(4面)・更衣室・トイレ・手洗場

エ 岐阜市東部体育館（以下「東部体育館」という。）

所在地	岐阜市芥見四丁目68番地
電話番号	058-241-7812
敷地面積	5,423.00㎡
延床面積	1階2,067.80㎡ 2階775.18㎡ 合計2,842.98㎡
開設年月	昭和59年4月
建築構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造2階建
施設	1階 競技場(36m×34m)・事務室・会議室・卓球場 2階 体育室・観覧席

オ 岐阜市西部体育館（以下「西部体育館」という。）

所在地	岐阜市鏡島南二丁目8番40号
電話番号	058-251-2757
敷地面積	6,710.30㎡
延床面積	1階1,152.90㎡ 2階1,452.85㎡ 3階239.95㎡ 合計2,845.70㎡
開設年月	昭和60年4月
建築構造	鉄筋コンクリート造3階建
施設	1階 事務室・卓球場・トレーニングルーム・柔道場・剣道場・会議室 2階 競技場(36m×34m) 3階 観覧席

カ 岐阜市もえぎの里多目的体育館（以下「もえぎの里多目的体育館」という。）

所在地	岐阜市柳津町下佐波西一丁目41番地
電話番号	058-279-6400
敷地面積	6,995.30㎡
延床面積	1階1,588.33㎡ 2階351.24㎡ もえぎの里3階654.09㎡ 合計2,593.66㎡
開設年月	平成28年7月
建築構造	鉄筋コンクリート造2階建
施設	1階 競技場兼集会場(36m×24m)・ステージ(204.07㎡)・事務室・会議室 2階 観覧席 もえぎの里3階 アリーナ、トレーニングルーム

キ 南部市民プール（以下「南部プール」という。）

所在地	岐阜市南鶉四丁目120番地
電話番号	058-274-4949（岐阜市南部スポーツセンター）

敷地面積	10,494.33㎡
延床面積	管理棟 319.00㎡
開設年月	昭和55年7月
施設	一般プール (25m×20m・10コース)・幼児プール (414㎡)

ク 本荘市民プール (以下「本荘プール」という。)

所在地	岐阜市寿町二丁目13番地
電話番号	058-251-2757 (岐阜市西部体育館)
敷地面積	本荘公園敷地内
延床面積	管理棟 41.40㎡
開設年月	昭和55年7月
施設	一般プール (25m×14m・6コース)・幼児プール (70.88㎡)

(2) 収支決算・予算

年度	H24 決算 (消費税率5%)	H25 決算 (消費税率5%)	H26 決算 (消費税率8%)	H27 決算 (消費税率8%)	H28 予算額 (消費税率8%)
金額 (円・税込)	204,125,000	210,473,000	216,486,514	216,486,514	216,486,514

※ 上記、収支決算・予算金額は前回指定管理者募集時の8体育館・3プールの指定管理料になります。

今回の募集は、岐阜市北部体育館、岐阜ファミリーパーク体育館、岐阜市北西部体育館、及び北部市民プールを除く、6体育館・2プールでの募集となります。

(3) 施設利用者数の状況

(単位：人)

施設名称	H24	H25	H26	H27
総合体育館	46,483	100,852	113,533	114,512
岐陽体育館	34,820	25,607	27,634	30,117
南部スポーツセンター	61,944	61,249	67,923	70,272
東部体育館	61,809	62,036	64,133	59,045
西部体育館	81,187	80,488	85,157	84,678
南部プール	11,572	11,798	8,795	12,324
本荘プール	5,951	5,940	4,591	4,775
合計	303,766	347,962	371,766	375,723

※ 参考

岐阜市もえぎの里体育館	26,319	25,718	27,380	26,933
-------------	--------	--------	--------	--------

岐阜市もえぎの里体育館の施設利用者数は、もえぎの里3階のアリーナ、トレーニングルームの利用者数になります。

岐阜市もえぎの里体育館は、平成28年7月30日より新たに、もえぎの里多目的体育館として供用を開始し、競技場兼集会場(ステージ)と会議室が加わります。

6 指定管理者が管理する施設の管理基準・業務の範囲・リスク分担等

(1) 管理運営形態

本施設は、市が支払う委託料により管理運営していただきます。

施設の「使用料」は、体育館条例及び岐阜市体育館条例施行規則（昭和45年岐阜市教育委員会規則第5号。以下「体育館規則」という。）に金額が定められており、市に納入していただきます。

(2) 管理基準

ア 体育館

(ア) 開館時間

9時から21時までは開館するものとします。

ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て変更することができます。

(イ) 休館日

体育館名	休館日
1 次の項に掲げる体育館以外の体育館	(1) 月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）と重なった場合は、その翌日以後最初に到来する祝日法による休日でない日とする。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで
2 岐阜市民総合体育館及び岐阜市岐陽体育館	(1) 各月の最終の月曜日（次号の休館日と重なった場合は、当該月曜日の属する週の直前の週の月曜日）。ただし、祝日法による休日と重なった場合は、その翌日以後最初に到来する祝日法による休日でない日とする。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで

ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て変更することができます。

また、耐震工事、施設設備の部分改修、修繕等のため臨時に休館及び休場する場合があります。

(ウ) 使用許可の基準

体育館の使用許可及び制限に関する業務は、体育館条例及び体育館規則に基づいて行ないます。

(エ) 個人情報等の取扱・情報公開の推進

管理、運営の際に知り得た個人情報等については岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）・同施行規則に基づき取扱に十分注意し職員に周知徹底を図って下さい。それ以外のものについては岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号。以下「情報公開条例」という。）・同施行規則に基づき積極的に情報公開に努めて下さい。

なお、個人情報などの漏えい等の行為には、個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場合があります。

(オ) 災害発生時の指定管理者の対応について

a 指定管理者は、災害、事件、事故、急病等の緊急事態に備えあらかじめ緊急時対応マニュアルを作成し、職員への必要な訓練を行うこと。

b 施設・設備等の日常的な点検を徹底し、危険個所を把握すること。

c 緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じ、市を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報すること。

d 体育館は、岐阜市地域防災計画において避難所として指定を受けております。岐阜市地域防災計画に基づき、地震などの災害時等には、災害対策本部と連携し、災害へ

の対応を行うこと。

e 災害発生時の対応

- (a) 開館時間内に災害が発生した場合は、施設利用者の避難誘導等安全の確保に努めるとともにその状況を速やかに報告すること。
- (b) 施設の管理保全に努めるとともに、被害拡大の防止をはかること。
- (c) 施設及び周辺の状態を把握し、施設の管理保全に努めるとともに、被害拡大防止を図ること。
- (d) 避難者を受け入れるとともに避難民が滞在する期間は常駐し、避難状況を把握し市に連絡する。
- (e) その他、市が特に必要と認め指示した事項。

(カ) 環境への配慮について

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたっては、次のような環境への配慮に努めることとします。

- a 省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出抑制に努めること。
- b 廃棄物の発生を抑制しリサイクルの推進及び廃棄物の適正処理に努めること。
- c 環境負荷の低減に配慮した物品の購入に努めること。(グリーン購入の推進)

イ 市民プール

(ア) 使用期間

7月第2土曜日(7月14日)から9月第2日曜日(9月10日)まで(7月第2土曜日から岐阜市立小中学校管理規則(平成12年岐阜市教育委員会規則第8号)第4条第3項第3号に規定する夏季休業日の初日の前日まで及び9月1日から9月第2日曜日までの期間にあっては、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に限る。)は、毎日一般開放するものとします。なお、それ以外の開場日は、申請者から提案された事業計画に基づき、教育委員会と協議の上定めるものとします。

(イ) 使用時間

午前10時から午後5時までは、一般開放するものとします。なお、それ以外の時間は、申請者から提案された事業計画に基づき、教育委員会と協議の上定めるものとします。

(ウ) 使用許可の基準

市民プールの使用は、プール条例第4条(下記a~e項目)に該当しない場合、許可されます。

- a 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- b 伝染性の疾患を有するものであるとき。
- c 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき
- d 施設又は附属設備若しくは備品を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- e 前各号に掲げるもののほか、市民プールの管理上支障を来すおそれがあるとき。

また、プール条例第5条の各号に該当すると認めるときは、市民プールの使用の中止を命ずることができます。

(エ) 個人情報等の取扱・情報公開の推進については、体育館と同じ。

(オ) 目的外使用については、体育館と同じ。

(カ) 災害発生時の指定管理者の対応について

- a 災害が発生した場合、施設及び周辺の状態を把握し速やかに報告すること。
- b 施設の管理保全に努めるとともに、被害拡大の防止をはかること。
- c 開館時間内に災害が発生した場合は、施設利用者の避難誘導等安全の確保に努めるとともにその状況を速やかに報告すること。
- d 災害発生時、防災火災等の消火にプールの水を使用する場合がありますので、市と協力し、速やかに消防団等へ支援できるようプール管理者に対応していただきます。

(キ) 環境への配慮について、体育館と同じ。

(3) 業務の範囲

ア 経営管理業務

- (ア) 企画、事業計画の策定
- (イ) 報告書の作成
- (ウ) モニタリング
- (エ) 自己評価
- (オ) 市及び関係機関との連絡調整
- (カ) 新旧の指定管理者との引継
- (キ) その他

イ 施設運営業務

- (ア) 利用許可
- (イ) 利用管理
- (ウ) 利用制限
- (エ) 利用料金の徴収及び収納
- (オ) 使用料の減免に関する受付業務
- (カ) 広報、営業活動
- (キ) 施設利用者への助言、指導及び相談に関する業務
- (ク) スポーツ及びレクリエーションに関する教室その他の事業に関する業務
- (ケ) その他

ウ 維持管理業務

- (ア) 施設及び設備などの保守
- (イ) 点検
- (ウ) 保安警備
- (エ) その他

エ 指定事業

施設の設置目的を最大限に発揮するために、市の指示により行う事業の実施

オ その他施設の管理上又は施設の設置の目的を達成するため市が必要と認める業務

カ 事務引継業務

指定管理者指定後、協定発効までの期間においては、必要書類作成、各種印刷物作成業務や事務引継ぎ及び各業務の習得を行っていただきます。ただし、習得期間の費用については、指定管理者の負担とします。

(4) 権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供することはできません。

(5) 業務の再委託の制限

- ア 指定管理者は、業務の全部を再委託することはできません。また、経営管理業務を再委託することもできません。
- イ 一部業務を再委託する場合、事前に市の承認を得る必要があります。この際、指定管理者は市に対し書面で承認申請（業務の範囲、期間及び相手方等を明示）し、市は申請に対する審査結果を書面（業務の範囲、期間及び相手方を明示）で回答します。
- ウ 再委託する業務については、事業計画の段階で提案することを原則とします。
- エ 再委託の申請は、年度単位でも、全指定期間を対象として申請することもできます。
- オ 再委託先は、岐阜市の登録業者及び岐阜市に主たる事務所を有することを原則とします。

(6) 自主事業（指定管理者の費用負担による業務）

指定管理業務に含まれませんが、施設の設置目的を最大限に発揮するとともに、「子育て・教育立市」を推進し、子育て、教育環境の充実・魅力向上に資するために、指定管理者が市

の許可を受け、事業を行うことができます。事業にかかる経費は市の負担ではなく、指定管理者の経費負担で事業を実施することとし、そこから発生する全ての収入については指定管理者の収入とします。ただし、損失が発生した場合、市は補填を行いません。

また、指定管理者に施設の優先的な使用を認めるものではなく、指定管理者による施設使用及び目的外使用は一般利用者と同等となりますので、長期にわたり独占的に使用するような提案は避けてください。

(7) リスク分担に対する方針等

ア 協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したものです。下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

(負担者側に ○)

No.	種類	リスクの内容	負担者	
			市	指定管理者
1	管理主体への円滑な引継ぎ	指定管理者の責めに帰すべき事由により円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
3	管理運営の中断・中止等	市の判断又は市の責めに帰すべき事由による場合（施設瑕疵・施設改修等）	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由の場合（事業放棄・破綻等による指定取消しまたは業務の停止）		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等（岐阜市が取得するもの）	○	
		上記以外の場合		○
6	計画変更	事業条件の変更等	○	
7	管理運営費上昇	事業条件変更以外の要因による管理運営費の増大		○
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変動	利用者数の変動等の需要変動		○
		インフレ、デフレ及び公共料金の変動		○
		上記以外で実施条件を超える需要変動	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等、市の責めに帰すべき事由による場合	○	
		施設管理運営上、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害（騒音、振動、臭気等）		○

このうちNo.11の「利用者への対応」については、下記の「市民総合賠償補償保険（全国市長会）」は全ての指定管理者を賠償責任保険の被保険者とみなしており、本市が加入して

いるため、新たに保険加入する必要はありません。ただし、指定管理者が「市民総合賠償補償保険」の対象とならない損害を補償対象とする必要があると判断する場合や、同保険による補償額以上の補償を確保する必要があると判断する場合は、指定管理者は別途、自らの負担で保険加入をします。

なお市民プールについては、下記の賠償責任保険と同等以上の保険を付加し加入することを義務付けます。

<市民総合賠償補償保険>

種類	賠償責任保険	補償保険
保険金額	身体賠償 1名につき3000万円 1事故につき3億円 財物賠償 1事故につき1000万円	死亡補償保険金 500万円 後遺障害補償保険 20万～500万円 入院補償 1日から適用 通院補償 6日から適用
対象範囲	施設の瑕疵や事業の過失	市又は教育委員会が主催・共催した事業での事故を対象

※ 但し、市の許可を得ずに指定管理者が行う事業については、保険の対象となりません。

※ 補償保険については、指定管理者は被保険者と認められていません。市が主催・共催した事業での事故を対象に、市を被保険者として保障されるものです。

イ 市民プールについては下記を付加

<賠償責任保険>

種類	賠償責任保険
保険金額	身体賠償 1名につき1億円 1事故につき5億円
対象範囲	プール内での事故を対象

(8) 指定の取消し等

ア 市は、指定管理者が次の(ア)～(エ)のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

(ア) 関係法令、条例、規則又は協定に基づく市の指示に従わないとき。

(イ) 関係法令、条例、規則又は協定に違反したとき。

(ウ) 募集要項の応募資格に不適合となったとき。

(エ) 経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。

イ このことにより生じた損害の賠償を、市は指定管理者に対し命ずることができます。

(9) モニタリングの実施

ア モニタリング

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていな

いと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行いません。

さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消しを行なうことがあります。

(ア) 事業報告

事業報告書を作成し、定期的に提出していただきます。また、必要に応じて報告書を提出していただくことがあります。

(イ) 状況確認

市は、随時指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行いません。

(ウ) 経営状況の把握

市は、指定管理者の直近の経営状況を把握するため、必要に応じて、貸借対照表、損益計算書などの書類を提出していただくことがあります。

(エ) 評価

施設の管理運営状況についての評価を行なうこととし、評価結果を市のホームページ等にて公表します。

イ 施設利用者のニーズ等の把握

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケートの実施等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について市に報告していただきます。

ウ 帳簿類等の提出要求

監査委員等が岐阜市の事務を監査するために必要があると認める場合、帳簿書類その他の記録を提出していただく等協力を求める場合があります。

(10) 注意事項

ア 施設が公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体及び個人に有利又は不利となる運営をしないこと。

イ 市及び市民、関係団体、官公庁等と連携を図った事業運営を行うこと。

ウ 市の条例及び規則に準拠した情報公開及び個人情報保護に関する規定を定め、従業員に周知徹底すること。

エ 緊急対応、防犯対策など危機管理マニュアルを作成し、従業員に周知徹底すること。

オ 指定管理者が施設の管理運営にかかる各種規定又は要綱を作成するときは、市と協議して行うこと。

カ 業務に必要な各種規程がないときは、市の諸規程に準じて、又はその趣旨に基づいて業務を実施すること。

キ 指定管理者は、この要項に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定するものとする。

ク 市の政策、施策、事業には協力すること。

ケ 従業員が基本的人権について正しい認識をもって業務の遂行ができるよう適切な研修を実施すること。また、接遇や運営に必要な研修を随時実施すること。

コ 指定管理施設において市が広告事業を実施する場合協力すること。

サ その他、要項及び仕様書に記載の無い事項については市と協議を行うこと。

7 指定管理に関する経費（負担区分等の詳細は別添の「仕様書」を参照）

(1) 指定管理者は、指定管理期間中会計年度ごとに市が支払う委託料により、上記の管理の基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を行います。

(2) 年度の委託料の算定にあたっては、以下の金額を上限とします。

年度	H29	H30	H31	H32	H33
上限額 (円・税込)	165,144,000	165,499,000	165,144,000	165,193,000	165,151,000

※ 消費税及び地方消費税の税率は8%

※ 積算内訳は、別紙【資料①】を参照してください。

- (3) 指定期間中の各年度の委託料は応募者の提案した委託料の額とし、法の改正や災害等特別な場合を除いて、原則指定期間中は増額しません。
- (4) 委託料は精算しません。
- (5) 施設の利用料金（使用料）は市の歳入となります。
- (6) 市が提案を求め、審査により市の認めた指定管理者が行う指定事業の収入は、市の歳入（収入）となります。（自主事業の収入は、指定管理者の収入となります。）
- (7) 委託料は、指定管理者の支払い請求に基づき、初年度をベースとして、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を四半期毎に分割し支払います。支払い時期や額、方法等詳細については、協定書にて定めます。
- (8) 管理口座・区分経理
指定管理業務に係る経理は、専用の口座で管理してください。
また、指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理及びその他の業務に係る経理を区分して整理してください。
- (9) 納税義務について
指定管理者は、①法人等にかかる市民税、②新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税（償却資産）等の納税義務者となる可能性がありますので、①については岐阜市役所市民税課、②については岐阜市役所資産税課にお問い合わせください。
なお、法人税、消費税等の国税については税務署、法人等にかかる県民税・事業税等の県税については、岐阜県税事務所へお問い合わせください。

8 指定管理者の審査・選定の方法

(1) 基本的な考え方

公の施設は、住民の福祉を増進する目的を持って、住民の利用に供するために普通地方公共団体が設けるものです。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、コストの節減等を図ることを目的とするものです。

そこで、指定管理者制度の趣旨や公の施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり審査方法等を定めます。

(2) 審査方法

提出された申請書の審査については、応募資格等に該当するかどうかを審査する第1次審査と、第1次審査を通過した応募者について、必要に応じてヒアリング、プレゼンテーション等により事業計画書等の内容を審査する第2次審査を行います。指定管理候補者の選定後、議会の議決を経て市が指定管理者を決定することとなります。

また、候補者は次点まで選定します。ただし、指定管理者として相応しいことが条件となります。次点候補者としての効力は選定結果を通知した日から1年間とし、選定結果通知を行った日から指定議案の議会の議決が得られるまでの期間に不測の事態が発生した場合、改めて選定委員会の審査を経ることなく、次点候補者は指定管理者候補者となります。さらに、指定議案の議会の議決が得られた日から、次点候補者に選定結果を通知した日以後、1年を経過した日までの期間に不測の事態が発生した場合、非公募で次点候補者を認定し、改めて選定委員会を開催し指定管理者候補者としての適否を審査します。

審査は、選定委員会（以下、「委員会」という。）において非公開で行います。

なお、応募者と選定委員との利害関係を確認するため、第2次審査前に「委員との利害関係に関する申出書」を提出していただきます。

(3) 審査結果

審査結果及び選定・不選定の理由は、後日応募団体へ通知します。
また、審査結果は、市ホームページ等で公表します。
ただし、選外であった応募団体は、団体名は公表しません。

(4) 選定方式

ア 第1次審査（資格審査及び書類審査）

次の審査項目について事務局で事前に審査し、その結果を委員会に報告します。また、審査項目10の『「岐阜市が行う事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと』について審査するため、役員等の氏名、生年月日等を照会することがあります。

報告に基づき委員会において審査を行い、不適合な者は失格とします。

審査項目		適・否
1	個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）又は複数の法人・団体により構成するコンソーシアム（企業連合）であるか。	適・否
2	過去2年以内において、指定管理者の責めに帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しをうけていないこと。	適・否
3	応募資格に記載する管理運営に必要な免許・資格を有していること	適・否
4	地方自治法施行令第167条の4及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の規定に該当しない団体であること。	適・否
5	市県民税、法人税、消費税、地方消費税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び事業所税の滞納がない団体であること。	適・否
6	会社更生法に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。	適・否
7	民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。	適・否
8	破産法に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。	適・否
9	市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること。	適・否
10	「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。	適・否
11	募集要項、仕様書の内容を満たしていること。	適・否

※ 第1次審査時点以降、上記審査項目の不適合に該当した場合は、応募者もしくは指定管理者としての資格を喪失するものとします。

イ 第2次審査（提案内容等の審査）

一次審査を通過した応募者について、「公平性・透明性」、「効果性」、「効率性」、「安定性・安全性」、「貢献性」の観点から、必要に応じヒアリング、プレゼンテーション等によりその提案内容等を審査するものです。

選定基準及び評価項目については、次のとおりとし、採点は200点を満点として、応募者間で相対的に点数化する加点方式により行い、合計点と評価項目ごとの採点結果による総合評価により選定します。

なお、総合評価は各委員の採点結果をもとに、全委員の協議により行います。

〈選定基準及び評価項目及び配点〉

区分	選定基準	評価項目	配点
公平性 透明性	住民の平等利用が確保されること	『住民の平等利用が確保されること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	25
		平等利用を確保するための体制、モニタリングなど	
		情報公開、広報の方策	
		個人情報保護するための方策	
		その他応募者の提案によるもの	
効果性	事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮すること	『事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮すること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	60
		既存業務の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無、内容	
		利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など	
		利用者に対するサービス向上の方策	
		利用促進、利用者増の方策	
		サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど	
		施設の効用（設置目的）を最大限発揮できるスタッフの配置	
		その他応募者の提案によるもの	
効率性	事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること	『事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	30
		指定管理経費の設定額	
		指定管理経費の妥当性（サービスとコストのバランスなど）	
		収支計画の妥当性	
		管理経費縮減の具体的方策	
		その他応募者の提案によるもの	
安定性 安全性	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	『事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	55
		当該公の施設に類似あるいは関連する事業、業務などの実績	
		経営基盤の安定性	
		スタッフ配置の妥当性	
		組織及びスタッフ（採用予定者も含む）の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識など	
		スタッフ（採用予定者も含む）の管理、監督体制	
		スタッフ（採用予定者も含む）の人材育成の方策	
		リスクへの対応能力（資金力、損害賠償能力など）	
		リスクへの対応方策、利用者の安全確保策（防止策、非常時の対応マニュアルなど）	
		その他応募者の提案によるもの	

貢献性	事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域（以下「地元」という。）の振興、活性化などに貢献できるものであること	『事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域（以下「地元」という。）の振興、活性化などに貢献できるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	30
		地元の法人その他の団体の育成（一部業務の再委託先）	
		地元の住民、高齢者、障害者等の雇用	
		地元での資材等の調達	
		地元での社会活動等への参加	
		その他応募者の提案によるもの	
合 計			200

● 総合評価

審査結果	審査内容（選定・不選定の理由等）

9 協定書の締結

市議会の指定議案の議決後、市と指定管理者との協議に基づき、管理運営業務実施にあたっての細目的事項や委託料についての協定書を締結します。

また、著しい経営環境の変化や、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

なお、指定管理者がコンソーシアムとなった場合は、協定の締結時に構成員全員の同意書を提出していただきます。

10 指定までのスケジュール

- (1) 募集要項の公表・配布・・・・・・・・・・・・・・・・平成28年7月1日(金)～8月19日(金)
- (2) 現地説明会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・平成28年7月15日(金)
- (3) 質問受付期間・・・・・・・・・・・・・・・・平成28年7月15日(金)～7月29日(金)
- (4) 申請書受付期間・・・・・・・・・・・・・・・・平成28年7月20日(水)～8月19日(金)
- (5) 第一次審査（資格審査等）・・・・・・・・・・・・平成28年8月下旬～9月上旬頃
- (6) 第二次審査（提案内容等の審査）・・・・・・平成28年9月下旬～10月上旬頃
- (7) 選定結果の通知・公表・・・・・・・・・・・・平成28年11月上旬頃
- (8) 市議会へ指定議案、債務負担行為設定議案を上程・平成28年11月下旬頃
- (9) 指定の通知・・・・・・・・・・・・・・・・平成28年12月下旬頃
- (10) 協定書の締結・・・・・・・・・・・・・・・・平成29年1月中旬頃
- (11) 事務引継・トレーニング・・・・・・・・・・・・平成29年1月中旬頃～3月下旬頃

※ 都合により、スケジュールを変更する場合があります。

11 応募手続等

(1) 申請書類等の提出方法等

応募要項等は、市のホームページ、または市役所南庁舎3階教育委員会市民体育課で入手し、申請書類は市民体育課へ直接提出してください。(郵送、ファクシミリ等による送付、受付はいたしません。)

申請書の受付期間は、平成28年7月20日(水)～平成28年8月19日(金)までとします。

また、応募要項等の配布及び申請の受付時間は、午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)とします。

なお、応募者から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、指定管理者が選定されるまでの間は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管理運営費などの根幹に関わる内容の変更は、認めません。

(2) 提出書類

別紙「提出書類一覧」及び「様式」のとおり

※ 原本1部、副本8部提出してください。(副本は、原本の複写で差し支えありません。)

※ 書類はすべてA4サイズで統一してください。

※ 提出いただいた書類は返却いたしません。

※ 法人以外の団体にあつては、相当する書類を提出してください。

(3) 現地説明会

ア 応募に関する現地説明会を次のイ～エのとおり実施します。

イ 参加される団体は、申込書(様式第14号)に必要事項を記入の上、7月8日(金)までにEメールでお送りください。

ウ スケジュール

とき	午 前	午 後
7 月 15 日 (金)	集合：総合体育館(第一会議室)	13：30 南部スポーツセンター (南部プール含む)
	9：30 全体説明	14：30 もえぎの里多目的体育館
	10：00 総合体育館	15：30 西部体育館
	10：45 岐陽体育館	16：15 本荘プール
	11：30 東部体育館 【各自移動】	

エ 注意事項

(ア) 説明会に参加される方は、3名までとさせていただきます。

(イ) 説明会への参加の有無が後の申請やその評価に対して影響を与えることはありませんが、参加をしなかったことによって得られなかった情報等について、市は関知しません。

(ウ) 本募集要項等関係書類を持参し、開催時間までに受付を済ませてください。

(4) 質問の受付

ア 受付期間 平成28年7月15日(金)～平成28年7月29日(金)

イ 受付方法 電子メールに添付し送付してください。

表題は「2016 指定管理者質問票」としてください。

なお、質問及び回答は市ホームページ及び市民体育課で公表します。

(5) 応募に関する留意事項

ア 働きかけの禁止

選定委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対し、本件提案についての不当な接触を禁じます。働きかけの事実が認められた場合、失格とします。

「働きかけ」の基準、判断手順は「岐阜市指定管理者制度基本方針」のとおりとします。

イ 虚偽の記載をした場合の取り扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

ウ 応募書類の取り扱い

応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

エ 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

オ 提出書類の著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

カ 追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

キ 情報公開制度の対象

応募者が提出した書類等は情報公開条例第2条に定める公文書となり、情報公開の対象となります。

ク 資料等の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

12 問い合わせ先及び書類の提出先

岐阜市教育委員会 市民体育課 (担当：宇田、加藤)

〒500-8720 岐阜市神田町1丁目11番地 (南庁舎3階)

電話：058-214-2371 (直通) FAX：058-265-8045

E-mail：s-taiku@city.gifu.gifu.jp